平成２８年（フ）第９１７５号
千葉県我孫子市栄24―６
債務者　小林　　謙
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　　理
4　破産債権の届出期間　平成29年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０７７号
東京都江戸川区西小岩２丁目20―16―401
ライオンズマンション西小岩第３
債務者　原田佳代子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　清彦
4　破産債権の届出期間　平成29年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１０４号
東京都新宿区河田町３―25―404
債務者　渡部　秀人
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末次　茂雄
4　破産債権の届出期間　平成29年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１８７号
東京都江東区南砂５丁目18―23　プラザドゥ　ダフネＢ108
債務者　友田　　博
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　謙吾
4　破産債権の届出期間　平成29年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２０８号
千葉県浦安市北栄３丁目30―10―406
債務者　牧野　良則
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　豊浩
4　破産債権の届出期間　平成29年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２１２号
東京都清瀬市松山２丁目２―５―212
債務者　村田　純子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻上　守生
4　破産債権の届出期間　平成29年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２６８号
東京都江東区南砂１丁目18―１―209
債務者　清司　健志
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　悦朗
4　破産債権の届出期間　平成29年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２０５号
東京都江東区牡丹３丁目22―３
債務者　武藤　徳也
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　宏光
4　破産債権の届出期間　平成29年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１１３０号
京都府向日市寺戸町東野辺22番地の55
債務者　乾　　一彰
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３５号
さいたま市中央区上落合９丁目５番５号
債務者　水谷　武史
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８４号
埼玉県越谷市千間台西４丁目９番地11　ロワールピアＢ―101
債務者　高谷吏津子（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７１５号
埼玉県三郷市新和５丁目375番地２　さくら三郷ハウス420
債務者　加藤　光夫
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７２１号
埼玉県春日部市緑町３丁目５番46号　レオネクストタケウチ206、旧住所埼玉県春日部市豊野町１丁目29番地17
債務者　小山　将太
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７４６号
埼玉県春日部市藤塚546番地１　藤塚根郷住宅２―309
債務者　大坪　有里
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
静岡県富士市米之宮町144番地フォンティーヌ101号
債務者　鈴木磨莉亜
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
静岡地方裁判所富士支部